

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和7年10月

宮崎県人事委員会



宮人委職第1112号
令和7年10月7日

宮崎県議会議長 外山 衛 殿
宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎県人事委員会

委員長 佐藤 健司

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第1	報 告	1
I	職員の給与について	
1	給与勧告の意義と職員の給与決定の基本的な考え方	1
2	職員の給与の状況	2
3	民間の給与の状況	4
4	職員給与と民間給与との比較	7
5	国家公務員及び他の都道府県職員との給与比較	9
6	物価・生計費	11
7	国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告	11
8	本年の給与の改定	12
9	給与制度に関するその他の事項	15
II	公務運営の改善について	
1	人材の確保・育成	18
2	女性職員の活躍推進	20
3	障がい者雇用の推進	21
4	定年の引上げによる高齢層職員の能力及び経験の活用	21
5	時代に即した働き方と魅力ある勤務環境の整備	22
6	会計年度任用職員制度の適正な運用	32
7	信頼の確保	32
III	勧告実施の要請	34
別紙第2	勧 告	35
別添1	国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告	75
別添2	参考資料	81
1	職員給与関係資料	84
2	民間給与関係資料	123
3	生計費及び物価指数	140

報 告

本委員会は、地方公務員法の定めるところにより、人事行政の専門・中立機関として、人事行政に関する事項及び給与、勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究を行い、給与等に関する報告及び勧告を行ってきた。

本年においても、職員の給与及び公務運営上の諸課題について検討を行ったので、その検討結果の概要を次のとおり報告する。

I 職員の給与について

1 給与勧告の意義と職員の給与決定の基本的な考え方

給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。また、給与勧告を通し、適正な給与を確保することは、人材の確保や労使関係の安定を図り、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるとともに、職員の給与について、県民の理解と納得を得ることにもつながっているものと考えらる。

職員の給与については、地方公務員法の規定により、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定める」こととされている（均衡の原則）。このため、本委員会は、実地に調査した民間事業の従事者の給与をはじめ、国や他の地方公共団体の職員の給与等を総合的に考慮して、給与水準の改定や給与制度の見直しを行ってきた。

今後とも、職員の給与決定に当たっては、このような考え方に基づき検討を行っていくことが必要である。

2 職員の給与の状況

この報告の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号。以下「市町村立学校給与条例」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）であり、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職又は医療職の給料表の適用を受けている。

これらの職員について、本委員会は令和7年4月1日現在で「令和7年県職員給与等実態調査」を実施した。職員及びそのうちの行政職給料表適用職員（以下「行政職員」という。）の給与の状況については、別添2参考資料のとおりであり、その主な調査結果は、表1のとおりである。

表1 令和7年県職員給与等実態調査の概要

給料表の区分	職員数	平均年齢	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
			男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全職員	人 14,329	歳 41.6	% 59.1	% 40.9	% 81.4	% 5.3	% 12.9	% 0.4
うち行政職員	4,126	40.8	68.6	31.4	73.4	2.3	23.2	1.1

※1 「行政職員」とは、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用を受ける職員のことである。

※2 学歴区分は、給与決定上の学歴である。

給料表の区分	平均給与月額	給料の月額	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他
全職員	円 383,865	円 357,031	円 9,802	円 477	円 5,474	円 7,952	円 3,128
うち行政職員	351,643	325,994	9,464	873	6,364	7,976	971

※ 「その他」は、初任給調整手当、特地勤務手当、へき地手当及び単身赴任手当（基礎額）の合計額である。

* 定年が段階的に引き上げられることに伴い、給与条例附則第17項及び市町村立学校給与条例附則第13項により給料の月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、平均給与月額や人数、平均年齢等は、各項により給料の月額が決定される職員を除いて算出している。

なお、本県においては、平成18年度の「給与構造改革」や平成27年度の「給与制度の総合的見直し」に基づき、国に準じて、民間賃金水準の低い地域の実情をより反映させるための給料表水準の引下げをはじめとした給与制度全般にわたる見直しを行ってきた。あわせて、近年は平均年齢の低下に起因して、職員の平均給与月額が年々下降していたが、人材確保の困難性等を踏まえ、初任給・若年層の水準を大幅に引き上げた給与制度のアップデートの影響により、令和7年度は増加している。

表2 職員の平均給与月額の推移

		H18	H19	H20	H21	H22	H23
全職員	平均給与月額(円)	407,584	404,040	401,499	398,150	394,896	394,537
	平均年齢(歳)	42.0	42.4	42.7	42.9	43.0	43.3
うち 行政職員	平均給与月額(円)	388,034	383,353	380,216	374,886	368,770	368,296
	平均年齢(歳)	42.6	43.0	43.2	43.2	42.9	43.2

		H24	H25	H26	H27	H28	H29
全職員	平均給与月額(円)	392,808	391,276	390,221	387,609	387,060	384,677
	平均年齢(歳)	43.5	43.6	43.7	43.8	43.8	43.7
うち 行政職員	平均給与月額(円)	365,004	362,686	360,124	356,409	355,175	352,973
	平均年齢(歳)	43.1	43.2	43.0	42.9	42.8	42.7

		H30	H31	R2	R3	R4	R5
全職員	平均給与月額(円)	382,350	380,226	377,688	375,628	373,514	372,326
	平均年齢(歳)	43.4	43.2	43.0	42.8	42.5	42.2
うち 行政職員	平均給与月額(円)	351,508	349,127	347,110	344,462	342,692	341,762
	平均年齢(歳)	42.6	42.3	42.2	41.9	41.7	41.5

		R6	R7
全職員	平均給与月額(円)	374,222	383,865
	平均年齢(歳)	41.9	41.6
うち 行政職員	平均給与月額(円)	342,910	351,643
	平均年齢(歳)	41.1	40.8

※1 平均給与月額とは、給料の月額、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、その他の合計である。

※2 各年とも4月1日現在の数値である。

3 民間の給与の状況

本委員会は、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所396事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した147事業所を対象（うち調査実施事業所数は135事業所）として「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務に類似すると認められる職務に従事する従業員について、役職段階、学歴、年齢、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、事業所単位に給与改定の状況、諸手当及び特別給（ボーナス）の支給状況等について調査した。

なお、人事院が本年から官民給与の比較方法の見直しを行い、国家公務員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果を企業規模100人以上の事業所としたことを踏まえ、本県の職員給与と民間給与との比較においても、企業規模100人以上の事業所を対象としている。

民間給与の状況については、別添2参考資料のとおりであり、その主な調査結果は次のとおりである。

〔初任給の状況〕

新規学卒者の採用を行った事業所の割合及び新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、表3に示すとおりである。

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で20.7%（昨年25.5%）、高校卒で26.3%（同31.5%）となっており、昨年に比べ減少している。

初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で81.4%（昨年67.7%）、高校卒で92.9%（同72.3%）となっており、また、初任給の平均額については、大学卒で212,015円（昨年210,233円）、高校卒で176,017円（昨年170,695円）と昨年に比べ増加している。

表3 民間における初任給の改定状況等

学 歴	新規学卒者の採用を行った事業所の割合					初任給の 平均額
	採用 あり	初任給の改定状況			採用 なし	
		増額	据置き	減額		
大学卒	20.7	(81.4)	(18.6)	(0.0)	79.3	212,015
高校卒	26.3	(92.9)	(7.1)	(0.0)	73.7	176,017

※ () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

〔給与改定の状況〕

表4に示すとおり、係員（上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の従業員をいう。以下同じ。）について、ベースアップを実施した事業所の割合は50.8%で昨年（48.3%）に比べ増加している。

表4 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース慣行なし
係 員	50.8	0.0	0.0	49.2
課長級	46.8	1.1	0.0	52.1

また、表5に示すとおり、係員について、定期的に行われている昇給を実施した事業所の割合は90.6%と昨年（88.0%）に比べ増加している。

昇給額については、昨年より増額となっている事業所の割合は44.3%と昨年（40.6%）に比べ増加し、減額となっている事業所の割合は7.8%と昨年（10.2%）に比べ減少している。

表5 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職 段階	定期昇給					定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施	増額	減額	変化なし		
	%	%	%	%	%	%	%
係員	90.6	90.6	44.3	7.8	38.5	0.0	9.4
課長級	85.7	85.7	41.5	7.3	36.9	0.0	14.3

※ ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

【特別給の支給状況】

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた所定内給与月額に対する特別給（ボーナス）の支給割合は、表6に示すとおり4.64月分に相当している。

表6 民間における特別給の支給状況

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期（A1）	339,241円
	上半期（A2）	343,983円
特別給の支給額	下半期（B1）	773,916円
	上半期（B2）	809,842円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.28月分
	上半期（B2/A2）	2.35月分
	年間計	4.64月分

※1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から同年7月までの期間をいう。

※2 所定内給与月額は、特別給の支給された月の決まって支給する給与の支給総額から時間外手当総額を除いた額である。

4 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

職員と民間との給与比較について、本委員会は、前記2の「令和7年県職員給与等実態調査」及び前記3の「令和7年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては行政職員、民間においてはこれと類似すると認められる職種の従業員について、役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、表7に示すとおり、職員の給与が民間給与を10,980円（3.08%）下回っている。

表7 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A - B) $\left[\frac{(A - B)}{B} \times 100 \right]$
368,027円	357,047円	10,980円 (3.08%)

※1 ラスパイレス方式による比較

※2 民間、職員ともに、本年度の新規採用者は含まれていない。

なお、職員と民間との比較に当たって使用した給与種目は、表8のとおりである。

表8 公民比較における比較給与種目

民間給与	職員給与
きまって支給する給与(※1)から時間外手当(※2)及び通勤手当を除いたもの	給料の月額(給料の調整額を含む。)、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当

※1 職種別民間給与実態調査における「きまって支給する給与」をいい、基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月ごとに支給される全ての給与をいう。

※2 職種別民間給与実態調査における「時間外手当」をいい、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。

(2) 特別給

職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は4.60月であり、前述した民間の支給割合4.64月分を下回っている。

(3) 公民給与の比較方法の見直し

ア 見直しに至る経緯

公民給与の比較方法については、これまでも人事院に準じて見直しを行ってきたところであるが、そのうち比較対象企業規模については、平成18年に、より広く民間企業の状況を公務員給与に反映させる観点から、従前の企業規模100人以上から50人以上とするよう変更を行っている。

この企業規模について、人事院は、本年3月に提出された人事行政諮問会議の最終提言を受け、本年の給与勧告から従前の100人以上に戻すこととしているため、本委員会においても、公民給与の比較方法の見直しについて検討を行った。

イ 比較方法の見直しの考え方

県職員の給与が地域民間給与を反映したものとして県民の理解を得るためには、月例給の比較においては、公務と同種・同等の者同士を比較することを原則としながら、地域における民間企業の従業員の給与をより広く反映させることが適当であると考えらる。

今回、人事院は、民間企業の状況を広く反映させるとともに、行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を前提に、公務の職務・職責を重視することが必要であるとして、より規模の大きな企業と比較するよう見直しを行った。

人材確保の必要性・困難性、行政課題の複雑化・多様化につい

では、本県も同様の状況であり、また、県職員の給与決定に当たっては、国及び他の地方公共団体の職員の給与を考慮する必要があることを踏まえ、比較対象企業規模を国に準じて100人以上とした。また、比較対象企業規模の見直しに伴い、民間と職員の各役職段階の対応関係についても、表9のとおり人事院に準じた見直しを行っている。

なお、特別給の公民比較においても、月例給との整合性を考慮し、企業規模100人以上の民間企業を比較対象とすることとした。

表9 公民給与の比較における対応関係

行政職 給料表	企業規模 500人以上 の事業所	企業規模 100人以上500人未満 の事業所
9級	支店長、工場長 部長、部次長	
8級	課長	支店長、工場長 部長、部次長
7級		
6級	課長代理	課長
5級		
4級	係長	課長代理
3級		係長
2級	主任	主任
1級	係員	係員

5 国家公務員及び他の都道府県職員との給与比較

国家公務員と地方公務員との給与水準の比較については、諸手当を含まず、給料月額を学歴や経験年数を揃えてラスパイレス比較をする方式が定着している。

この方式によると、表10のとおり、国家公務員の俸給月額を100とした場合の本県行政職員の指数は97.3と、2.7ポイント低い。

また、当該指数の都道府県の平均は99.7であり、本県は

2.4ポイント低い状況となっている。

表10 都道府県のラスパイレース指数の状況

(令和6年4月1日現在)

宮 崎 県	97.3
都道府県平均指数	99.7
指数分布区分	都道府県数
102以上	1
100以上 102未満	17
98以上 100未満	24
96以上 98未満	5
96未満	0
国	100.0

※1 令和6年地方公務員給与実態調査（総務省）より作成したものである。

※2 「ラスパイレース指数」とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

次に、全国の国家公務員と職員の平均給与月額（単純平均）を比較したところ、表11のとおりとなっている。

なお、国家公務員との給与水準比較については、公民較差の算定の手法により、県内の国家公務員の給与（諸手当を含む。）と比較する方法も考えられるが、比較対象数が少ない等の様々な課題がある。

表11 職員と国家公務員の平均給与月額等の比較

区 分	年齢	平均給与月額						
		給料の月額 (俸給の月額)	扶養手当	地域手当等	管理職手当 (俸給の特別調整額)	住居手当	その他	
職員（行政職員）（A）	41.5	357,095	330,645	9,802	913	6,658	8,061	1,016
国家公務員（行政職俸給表（一）適用職員）（B）	41.9	414,480	332,237	7,896	44,844	12,585	7,928	8,990
差（A－B）	△0.4	△57,385	△1,592	1,906	△43,931	△5,927	133	△7,974

※1 職員、国家公務員ともに本年度の新規採用者は含まれていない。

※2 「給料の月額」は、給料の調整額を含む。

※3 「その他」は、初任給調整手当、特勤手当、へき手当及び単身赴任手当（基礎額）等の合計額である。

6 物価・生計費

(1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省統計局）は、昨年同月に比べ、全国においては3.6%、宮崎市においても4.0%それぞれ上昇している。

(2) 標準生計費

本委員会が家計調査（総務省統計局）における勤労者世帯分を基礎に算定した本年4月の宮崎市における標準生計費は、2人世帯で141,990円、3人世帯で161,410円、4人世帯で180,840円となっている。

7 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告

人事院においては、国会及び内閣に対して本年8月7日に、国家公務員の給与等に関する報告及び勧告（以下「人事院勧告」という。）を行ったところである。

このうち、本年の官民較差に基づく給与改定について、民間給与との較差15,014円（3.62%）を埋めるため、平均3.3%の俸給表の引上げを行うとともに、本府省の業務の特殊性・困難性の高まり等を理由とした本府省業務調整手当の支給対象の拡大及び手当額の引上げ等を本年4月に遡及して実施することとする報告及び勧告がなされたところである。

また、特別給については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を現在の4.60月から0.05月分引上げ、4.65月とする旨の勧告がなされている。

なお、本年の人事院勧告の概要は、別添1のとおりである。

8 本年の給与の改定

(1) 給与改定の考え方

本委員会における職員の給与改定に係る基本的な考え方については冒頭に述べたとおり、地方公務員法に定める「均衡の原則」に基づくこととしている。

また、この均衡の原則については、「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」（平成18年3月）において、「給与制度については、国家公務員の給与制度を基本とすべきこと」、「給与水準については、地域の民間給与をより重視して均衡の原則を適用すべきこと」、さらに、「仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、それぞれの地域における国家公務員の給与水準をその地域の地方公務員の給与の水準決定の目安とすべきこと」などの考え方が示され、国もこの考え方に立って技術的助言等を行っているところである。

そのため、本年においても、例年同様、このような考え方に基づき、職員の給与決定の要素となる国家公務員及び他の都道府県職員の給与並びに民間従業員並びに物価・生計費等の状況を踏まえ、次のとおり判断した。

(2) 改定の内容

ア 月例給

本年4月の月例給における職員給与と民間給与との比較を見ると、前記4(1)のとおり職員給与が民間給与を10,980円(3.08%)下回っている。また、職員給与と国家公務員及び他の都道府県職員給与との比較を見ると、前記5のとおり昨年4月1日時点におけるラスパイレス指数は、職員は97.3(全都道府県平均99.7)と低い水準にあるなど、職員の給与水準が、民間並びに国

家公務員及び他の都道府県職員の給与水準を下回っている。

これらのことから、本年においては、月例給を引き上げる必要がある。

なお、引上げに当たっては、本年の人事院勧告の内容を踏まえ、次のとおり改定することが適当である。

(ア) 給料表

行政職給料表について、人事院勧告の改定内容(*)に準じて引き上げる必要がある。

また、行政職給料表以外の各給料表（給与条例教育職給料表及び市町村立学校給与条例教育職給料表を除く。）についても、行政職給料表との均衡を基本として、人事院勧告の改定内容に準じて改定する必要がある。

なお、給与条例教育職給料表及び市町村立学校給与条例教育職給料表については、全国人事委員会連合会において作成された参考モデル給料表に基づいて改定することが適当である。

(*)人事院勧告の改定内容：

民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、初任給について、一般職試験（高卒者）を200,300円（+6.5%[+12,300円]）、一般職試験（大卒程度）を232,000円（+5.5%[+12,000円]）として、大幅に引上げ。

これを踏まえ、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置き、その他の職員は改定額を逡減させつつ引上げ改定。

定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定。

(イ) 初任給調整手当

医師及び歯科医師の初任給調整手当について、人事院勧告に準じて、所要の改定を行う必要がある。

イ 特別給

前記 4 (2) のとおり、職員の支給月数 4.60 月は、民間の支給割合 4.64 月分を 0.04 月分下回っている。

このため、民間の支給割合との均衡を図るよう、支給月数を 0.05 月分引上げ、4.65 月分とすることが適当である。

その際、支給月数の引上げ分は、人事院勧告及び民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12 月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.025 月分引き上げ、令和 8 年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が 6 月期及び 12 月期で均等になるよう配分することが適当である。

ウ 地域手当

令和 6 年に給与制度のアップデートの一環として勧告を行った地域手当に係る令和 10 年 3 月 31 日までの間の支給割合は、地域手当の級地の区分ごとに人事委員会規則で定めることとされているが、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間の支給割合を国家公務員の支給割合に準じて改定することとする。

エ 通勤手当

人事院勧告において、自動車等使用者に係る通勤手当の支給額等の引上げや駐車場等の利用に対する通勤手当の新設が勧告されたところであるが、本県の通勤手当については、今回の人事院勧

告の内容を踏まえながら、職員の通勤実態などの本県の実情、国や他の地方公共団体の状況等を考慮の上、総合的に検討していく必要がある。

また、月の途中で採用される職員等の通勤手当の支給に関しては、本県も類似する事例があることから、国に準じて改定を行う必要がある。

オ 宿日直手当

宿日直手当については、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ改定することとした人事院勧告に準じて、所要の改定を行う必要がある。

カ 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院勧告において、採用市場での競争力確保を目的として新設することとされた月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合の差額を補填するための手当については、地方自治法の改正状況や他の地方公共団体の動向を注視する必要がある。

9 給与制度に関するその他の事項

(1) 教員の給与について

教員に係る給与については、中央教育審議会が昨年8月に、学校における働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善の一体的・総合的な推進を柱とした「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を示したことを受け、本年6月には、主務教諭の職の創設、教職調整額の改善及び義務教育等教員特別手当の見直しなどを内容とする給特法等の一部改正が行われ

たところである。

本県においても、教員給与の在り方等については、国の動向を注視しながら、本県の実情も踏まえて検討していく必要がある。また、教職調整額については、法改正の趣旨を踏まえ、見直しを行うことが適当である。

(2) 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

人事院は、優秀な人材の確保に向け、令和6年に給与制度のアップデートとして勧告等を行い、職務や職責をより重視した給与体系の整備等を行ったところであるが、取組を更に強化していく必要があるとして、職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、勤務時間、任用など他の制度と一体的に見直しを進め、令和8年に措置の骨格を、令和9年に具体的な内容を示すこととしている。

国における取組は本県の給与制度に大きな影響を与えるものであると考えられることから、引き続き国の検討状況や他の地方公共団体の動向を注視していく必要がある。

また、人事院は、当該見直しに先駆け、公務にとって必要不可欠な転勤をする職員に対する給与上の課題に速やかに対処するとして、特地公署等への採用に伴い転居を行った職員へ特地勤務手当に準ずる手当を新たに支給するほか、特地勤務手当の額及び特地勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎についても見直しを行うこととしており、本県も国に準じて改定を行う必要がある。

Ⅱ 公務運営の改善について

本格的な少子高齢化や人口減少、物価上昇、デジタル化の進展など社会経済情勢が大きく変化する中で、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、多様で有為な人材を確保するとともに、職員一人ひとりの資質や能力をより一層高め、組織全体のパフォーマンスを最大限発揮していくことが大変重要である。

さらに、南海トラフ地震や火山活動、台風や集中豪雨などの自然災害に加え感染症等に対しても、機動的に対応し、かつ、業務の継続性と安定性を確保するための体制整備を引き続き行っていく必要がある。

加えて、本県においては、人口減少や他の自治体等との競合、職員の離職の増加などにより、人材の確保が非常に厳しい状況にある。

限られた人材で最大のパフォーマンスを発揮するためには、徹底した業務見直し等による効率的な行政運営に取り組むと同時に、組織を構成する職員一人ひとりが心身ともに健康で、公私ともに充実した生活を実現し、個々の職員の事情に応じた働き方が可能となる勤務環境を整えることが不可欠となる。

また、有為な人材から魅力ある職場として宮崎県庁が選ばれ、職員の離職を防止し、一人ひとりが活躍できるようにするためには、志望者に対する様々な広報活動により公務への理解を深めてもらう取組や、職員が成長を実感でき、意欲をもって働き続けられるようキャリア形成を支援する取組、ソフト・ハード両面における魅力ある勤務環境を整備することなどが重要である。

このような取組が職員の士気や組織活力の維持・向上につながるものであり、その具体的な取組の方向性等について、次のとおり述べる。

1 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

人材の確保については、近年、少子化に伴う受験年齢人口の減少、民間企業の雇用情勢の影響、国や他の地方公共団体との競合等により、技術系職種を中心に極めて厳しい状況にある。

そのような中、本県においては、一部の試験において、多くの民間企業で採用されているC B T(*)方式を導入し、新たな受験者層の掘り起こしを図るとともに、昨年度から、本県公務を一度離職した人材を、業務内容や公務組織への理解を有する即戦力として採用する「カムバック採用」に新たに取り組んでいるところである。さらに、本年度は、受験申込みの完全電子化により受験者の利便性向上を図るなど、試験制度の見直しを通じた受験者の確保に取り組んでいるところである。

また、職員採用案内ホームページやSNS、職員PR動画の配信等による情報発信に取り組むとともに、高校・大学等での説明会や就職ガイダンスの実施、対面とオンラインによる個別面談など、県職員の魅力や仕事のやりがい具体的に伝わるよう、各職種、各試験の受験者層に応じた様々な広報活動を行っている。

このような取組にもかかわらず、一部の職種においては受験者数が減少傾向にあり、生産年齢人口の減少に伴う構造的な人手不足等により、今後の人材獲得競争はさらに厳しくなることが見込まれることから、県職員志望者が受験しやすい環境を整備するなど、社会情勢の変化に応じた不断の試験制度の見直しを行うとともに、より効果的な情報発信に取り組むなど、広報活動の一層の充実・強化を図っていく必要がある。

このほか、近年、最終合格者の辞退等により、複数の職種で内定者数が採用予定数を下回る状況が続いているため、引き続き、合格

者へのフォローアップを充実させるなど、辞退の防止にさらに取り組むとともに、職場において県職員志望者が直接職員に接することで公務への理解を深め、志望度の向上や採用のミスマッチ防止にもつながるインターンシップの取組についても充実させていく必要がある。

(*)CBT：Computer Based Testingの略。試験会場に設置されたコンピュータを利用して試験を実施する。

(2) 人材の育成

職員一人ひとりの資質や能力をより一層高めていくためには、各職場におけるOJTをしっかりと機能させるとともに、仕事への意欲や能力を高めるための研修の実施や自己啓発等の支援など、継続的かつ計画的に人材育成を推進していく必要がある。

また、近年、新規採用職員の採用が増えていることから、これらの職員の相談等に応じる取組や助言・指導が適切に行われるよう、組織全体で若手職員を育成する環境づくりに引き続き取り組む必要がある。

加えて、デジタル社会が進展する中、デジタル技術等を活用した業務効率化や行政サービスの向上を推進するため、デジタルの知識・技能を有する人材の育成に取り組んでいく必要がある。

さらに、近年の若手職員を中心とする自身のキャリア形成への関心の高まりや一人ひとりの職員を重要な資本と捉える人的資本経営の観点から、職員が自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しを行うことができる環境を整備していくとともに、各職場の具体的な業務内容や魅力、業務から得られる経験等を積極的に情報発信するなど、職員のキャリア形成を支援する取組も重要となる。

人事評価制度については、国において、人事評価を人材育成やマネジメントの強化に活用していく観点から、職員の能力・実績をきめ細かく的確に把握し、その結果を任用、給与等に反映する制度に見直されている。本県においても、引き続き、運用状況の検証、評価者の評価スキル向上、被評価者の意識向上等に努め、当該制度が十分に機能し、効果的な人材育成や組織の活性化等につながるよう、適切に取り組んでいく必要がある。

2 女性職員の活躍推進

多様で高度化する県民ニーズに適切に対応し、県民本位の行政を実現するためには、県の政策・方針決定過程への女性の参画拡大が重要となっている。

そのような中、本県においては、令和5年6月に改定された「みやぎ行財政改革プラン（第4期）」において、令和9年4月1日現在における知事部局職員の副主幹ポスト職以上に占める女性の割合を20.0%とする目標値を設定しているが、本年4月1日現在で21.4%となるなど、女性職員の活躍推進に向けた取組を進めているところである。

さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画「県庁職員子育て応援・女性活躍推進プラン（第5期）」を踏まえ、管理職への登用や育児休業等からの円滑な職場復帰に係る支援の充実、ライフステージに応じたキャリア形成のための支援を行うなど、女性職員の活躍推進に向けた勤務環境の整備に取り組んでいる。

女性職員が働きやすい勤務環境を整備することは、職員のパフォーマンスの向上のみならず、採用や離職防止の観点からも重要な取組であり、また、近年、女性職員の割合が増加していることから、女

性職員がその能力をより一層発揮できるよう、女性用トイレや更衣室、ロッカースペースを十分に確保するなど、女性職員に配慮した執務環境を整備する必要がある。

3 障がい者雇用の推進

障がいのある方が、その個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会の実現が重要な課題となっており、公務部門においても、障がい者雇用の持続的な推進が求められている。

本県においては、障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）を対象とした選考採用試験を行い、障がい者の雇用の推進に取り組んでいるところであるが、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、率先して障がい者の雇用に取り組む責務があり、同法で定める障害者雇用率が令和8年7月1日にさらに引き上げられることから、今後とも、法律の趣旨に沿った適切な採用選考を行っていく必要がある。

任命権者においては、「障がい者活躍推進計画」を策定し、障がいのある職員が活躍できる職場づくりに向けて、環境の整備や支援体制の充実に取り組んでいるところである。今後とも、障がいの内容及び程度に応じた適切な合理的配慮に留意しながら、同計画に掲げられた取組を着実に進め、障がいの有無にかかわらず、職員が働きやすく、活躍できる職場づくりを積極的に進めていく必要がある。

4 定年の引上げによる高齢層職員の能力及び経験の活用

職員の定年については、令和5年度末の退職者から段階的な引上げが始まったことから、対象となる職員が60歳以後の任用、給与等の制度について十分理解し、勤務の意思を決定できるよう、引き続き適切に情報提供を行うとともに、高齢層職員の能力及び経験を積極

的に活用し、職員の士気や組織活力の維持・向上を図る必要がある。

また、定年の引上げにより、職員構成の高齢化や在職期間の長期化が進行すると見込まれることから、中長期的な視点に立った計画的な人材育成・能力開発やキャリア形成支援、若手・中堅職員も含めた人事管理の適正化等を図る必要がある。

5 時代に即した働き方と魅力ある勤務環境の整備

(1) 個々の事情に応じた働き方の実現

ア 仕事と生活の両立支援

子育てや介護を行う職員が仕事と生活を両立できるよう支援することは、公務の生産性向上や優秀な人材の確保にもつながることから、これらの職員を含めた全ての職員がそれぞれの事情に応じて意欲的に職務に取り組めるよう、周りの職員の理解と協力の下に、勤務環境の整備を図ることが極めて重要である。

とりわけ子育てについては、依然として家庭での負担が女性に偏りがちであることから、その負担を軽減し、共育てを定着させていくために、男性が育児休業を取得することを当たり前とする意識の醸成や育児に係る各種休暇制度の更なる活用促進などに引き続き取り組む必要がある。

このような中、知事部局では、「みやぎき行財政改革プラン（第4期）」において、男性の育児休業取得率を85%（達成年度：令和8年度）とすることや「県庁職員子育て応援・女性活躍推進プラン（第5期）」で2週間以上の男性の育児休業取得率を75%（達成年度：令和8年度）とする目標を設定している。これらを踏まえ、配偶者が出産予定の男性職員に対し、各所属長が「子育てマイプラン」を基に面談を実施するとともに、育児に関する

各種制度の周知などに取り組んでおり、令和6年度の取得率は、68.0%と前年度（52.9%）を上回っている。

なお、教育委員会では、事務局等における男性職員の2週間以上の育児休業取得率を80%（達成年度：令和8年度）とする目標を設定し、取得促進に向け知事部局と同様の取組等を行うこととしており、警察本部では、男性の2週間以上の育児休業取得率を85%（達成年度：令和8年度）とする目標を設定し、職員の仕事と生活の調和を図るため居住地規制の緩和や管理職員等の主導による男性の育児休業の取得促進等に取り組んでいる。

また、他の自治体では、職場で支え合う意識を醸成し、育児休業の取得促進を図るため、所属や部局を超えた業務支援や育休中の業務をカバーする職員に対して勤勉手当の加算などの取組が行われている。

その他、本年4月から育児を行う職員の時間外勤務の制限や子の看護等休暇の取得要件を拡大するとともに、10月から育児部分休業の取得パターンの多様化や、妊娠又は出産について申出があった時の措置及び3歳に満たない子を養育する職員に対する措置を義務化するなど、仕事と生活の両立支援制度の更なる拡充を行ったところである。

一方、介護に関しては、高齢化がますます進む中で、本県においても、短期介護休暇を取得する職員は年々増加し、令和6年は937人と前年（842人）を上回っており、今後も介護に係る休暇制度の利用者は増えていくと考えられる。

仕事と生活の両立を実現するために、任命権者においては、両立支援制度の周知を徹底するとともに、職員が制度を積極的に活用できるよう、各所属で育児や介護の必要な職員の意向を確認するなど、「子育て応援・女性活躍推進プラン」等で定めた男性の

育児休業取得率の目標を達成するため、引き続ききめ細かな対応を行うことが求められる。

また、各種休業・休暇の取得を短期間にとどめず、できる限り長期間取得できるよう、担当制の活用や即戦力となる代替職員の配置を進めるなど、休業等を取得しても業務執行が確保できる体制を整備していく必要がある。

イ 多様で柔軟な働き方の推進

価値観・ライフスタイルが多様化する中、全ての職員がその能力を十分に発揮するためには、家庭生活における様々なニーズや地域社会での活動等との両立が可能となるよう、多様な時間や場所において働くことのできる勤務環境の整備が重要である。

任命権者においては、時差出勤やテレワークの活用など、柔軟な働き方が推進されているところである。

その中でもテレワークについては、育児や介護と仕事の両立等、ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与するほか、災害時や感染症等の流行などの危機事象発生時における安定的な業務の継続にも資するものである。

そのため、職員がテレワークをより一層利用しやすい環境となるよう、行政のデジタル化をより推進するとともに、積極的に利用できる雰囲気醸成を図ることで、テレワークを働き方の選択肢の一つとして定着させていくことが重要である。

また、フレックスタイム制については、個々の職員の健康確保や希望・事情に応じた働き方がより一層可能となるものであり、国家公務員において本年4月から週1日を限度に勤務時間を割り振らない日が設定できる（いわゆる週休3日制）とされたほか、人事院においては、裁量勤務の導入、短時間勤務などの制度の対

象を一般職員に拡大することや年次休暇取得単位の見直しなどの検討が行われている。

加えて、兼業については、職員の自律的なキャリア形成や自己実現の一つとして考えられると同時に、職員が兼業を通じて得た学びを、職務遂行や行政サービスの向上に生かすことにより、効率的な公務運営及び人材の確保にもつながるものである。また、総務省では分科会を設置し、有識者による地方公務員の兼業のあり方について検討が進められた結果、兼業許可基準を設定する際のポイントや取組事例が取りまとめられている。

このような動きは、仕事と生活の調和が取れた働き方を推進するものであるとともに、職員の働き方の選択肢を増やすことにもつながることから、職員のニーズを把握した上で、制度の導入や拡充について検討していくことが求められる。

ウ 年次休暇等の取得促進

年次休暇等の取得は、日常生活における職員の心身の疲労を回復し、自身や家庭生活にゆとりをもたらす効果もあることから、公務能率の向上はもとより、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る上でも重要である。

任命権者においては、各々が定める特定事業主行動計画の中で、年次休暇の取得目標を16日（知事部局・教育委員会）又は17日（警察本部）と設定し、働き方改革等の取組を進める中で、職員の休暇取得を積極的に推進している。本委員会が任命権者に対して令和6年における年次休暇の取得状況を調査したところ、職員の平均取得日数は14.4日となっており、前年（14.7日）の実績とほぼ横ばいであった。

このような状況を踏まえ、任命権者においては、引き続き職場

での計画的な休暇取得促進の取組を進めることはもちろんのこと、職員の休暇取得が進まない又は取得状況に偏りがある場合は、まずはその要因を分析し、有効な対策を講じることが必要である。また、特別休暇についても、国の動向等を踏まえ、取得要件の拡大などについて検討していく必要がある。さらに、各所属においては、上司が率先して休暇を取得することにより、各種休暇を取得しやすい職場環境づくりにこれまで以上に努める必要がある。

(2) 長時間労働の是正

ア 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の心身の健康の保持、公務能率の向上、労働意欲の維持・増進、さらにはワーク・ライフ・バランス推進の観点からも、組織を挙げて取り組む必要のある重要な課題である。

本県では、時間外勤務命令の上限を原則として、1か月につき45時間、1年につき360時間、他律的部署においては1か月につき100時間、1年につき720時間と定めており、他律的部署の範囲や期間は必要最小限度としなければならないこととしている。ただし、大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務に従事する職員については、上限を超えて時間外勤務を命ずることができることとしている。

任命権者からの報告によると、昨年度1か月に80時間を超える時間外勤務を行った職員は、実人数で104人（前年度87人）、そのうち100時間以上の時間外勤務を行った職員は38人（前年度33人）となっており、長時間の超過勤務を行っている職員が依然として存在している状況である。

また、「県庁職員子育て応援・女性活躍推進プラン」では、知事部局において、令和2年度から令和5年度までの管理職以外の職員1人当たり年平均時間外勤務が141.4時間であることを踏まえ、令和8年度までに120時間以内とする目標が設定されており、教育委員会において、時間外在校等時間(*)の1月当たり45時間未満の職員の割合について職種別に目標が設定されたところである。

このような状況を踏まえ、任命権者においては、職員一人ひとりが計画的に業務を遂行する意識を徹底させるとともに、時間外勤務の要因を分析、検証した上で、人員配置を柔軟に見直すことや窓口の受付時間短縮等、他自治体の取組を参考に新たな時間外勤務縮減の方策を検討するなど、時間外勤務を必要最小限にとどめるため、実効性のある取組の推進が必要である。

また、各所属においても、時間外勤務の事前命令の徹底等、マネジメントの強化を引き続き図るとともに、全ての業務について廃止を意識した見直し、アウトソーシングやAIを含むデジタルツールの活用など、効率化に向けた取組を進める必要がある。

本委員会としても、各所属へのヒアリング等による実態の把握を行うとともに、時間外勤務の縮減に向けた改善状況について報告を求めるなど、時間外勤務命令の上限規制の制度運用が適切に行われるよう、引き続き労働基準監督機関として、指導・助言を行うこととする。

(*)時間外在校等時間：学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形上把握することのできる時間から、休日等以外の日における正規の勤務時間を除いた時間

イ 学校における働き方改革の更なる加速化

教員が児童・生徒と向き合う時間を確保し、効果的で質の高い教育活動を行っていくためには、学校における働き方を見直し、やりがいと誇りを持って能力を発揮できる職場環境を整備することが極めて重要である。

このような中、県教育委員会においては、令和5年3月に「学校における働き方改革推進プラン」を改定し、教員の時間外在校等時間の管理と併せて業務改善等（デジタル採点システムの導入をはじめとした教育DXの推進、部活動指導員の配置支援など部活動の地域移行に向けた環境整備、スクール・サポート・スタッフの配置拡充、コミュニティ・スクール(*)の活用等）を推進するなど、働きやすい環境の整備に取り組んでいるところである。

教員の時間外在校等時間については、令和6年10月に県教育委員会が実施した教職員勤務実態調査によると、従来からの取組により、全ての学校において、校長や教諭等の1か月あたり80時間以上勤務した割合は着実に減少している。その一方、副校長・教頭については17.6%と昨年度より増加しており、教育委員会規則で定められた上限時間の45時間を超えて勤務をしている教員も依然として多数見受けられる状況である。

また、教職員を対象として県教育委員会が毎年度実施している「みやぎきの教育に関する調査」では、仕事上の不安や悩みとして「仕事量」とする回答の割合が最も高くなっており、次いで「授業以外の校務」が高くなっている。

このような中、本年6月に「給特法」等が改正されたことに伴い、令和11年度までに教員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することが目標とされ、教育委員会において、業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することとされたところで

ある。

これらを踏まえ、各学校においては、校務支援システム等を活用した適切な出退勤管理により、客観的な時間外在校等時間を把握するとともに、教育DXの推進体制の整備や教員のITスキルの向上を図り、業務改善を行っていく必要がある。また、学校業務の精選や役割分担の見直しを進めるとともに、保護者や地域住民との連携・協働を深化するなど、学校における働き方改革を更に進め、時間外在校等時間の縮減につなげなければならない。

そのため、厳しい職場環境に置かれた教員にとって、真の働き方改革につながるよう、県教育委員会においては、市町村教育委員会等と連携して、教員の働きやすい職場環境の整備に向けた実効性のある取組を強力に推進していくことが必要である。本委員会としても、県教育委員会と連携を図るとともに、各学校における時間外在校等時間の上限時間の遵守状況や、時間外在校等時間の縮減に向けた業務改善状況の取組を把握し、指導・助言を行うなど、労働基準監督機関として引き続き適切に対応していく。

(*)コミュニティ・スクール：校長、保護者、地域住民等で構成する「学校運営協議会」を設置した学校のこと
で、学校運営に地域の声を生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる仕組み

(3) 心身の健康づくり

職員が心身ともに健康であることは、自身やその家族が安心して生活を送るために欠かせないものであり、さらに公務において職員が能力を十分に発揮し、組織の活力を高め、職場全体の生産性を

向上させる上で、最も大事な要素である。

このことから、任命権者においては、職員の心身の不調を未然に防止するため、メンタルヘルス研修や健康指導等を実施するとともに、食生活の改善や運動の習慣化を推進するなど、職員の健康の保持・増進のための取組を進めている。

しかしながら、心身の故障による休職者は増加傾向にあり、とりわけメンタルヘルスに関しては、過去5年間、心の健康問題が原因で休職する職員の割合は6割を超えており、令和6年度は特に20代の職員でその割合が最も高くなっている。

このため、任命権者においては、ストレスチェックの分析結果の活用による職場環境改善、心身不調の予防及び早期発見・対応のために職員個人が取り組む「セルフケア」、管理職員等が取り組む「ラインケア」を実施するほか、知事部局においては、相談員が所属に出向き、相談しやすい関係を築くアウトリーチ活動などの取組を進めているところである。

引き続き、任命権者においては、若手職員をはじめとした全ての職員の心身の健康を保持・増進するため、心身の不調が顕在化していないケースも含めた積極的な取組を行う必要がある。

また、傷病休暇を取得し、又は休職した職員に対しては、職場への復帰支援や復帰後の再発防止といった各場面において、関係部署が連携して適時適切な対策等を実施するなど、職員が心身ともに健康に働くことのできる職場づくりに積極的に取り組む必要がある。

なお、危機事象への対応を含む長時間労働は心身の健康保持に大きく影響を及ぼすものであるため、その是正に関する取組は職員の心身の不調の防止という観点からも重要である。あわせて、長時間労働による健康リスクの高い職員に対する面接指導を確実に実施し、その状況を踏まえた措置を講じていくこと、面接指導が必須では

ない職員に対しても、健康状態に留意して適切な支援を行っていく必要がある。

加えて、国家公務員においては、令和6年4月に勤務間のインターバル確保が努力義務とされ、他の自治体においても導入が進められている。勤務間のインターバル確保は職員の心身の健康を保持することに加え、長時間労働の縮減にもつながると考えられることから、本県においても検討を進めていく必要がある。

(4) ハラスメント防止等

あらゆるハラスメントは、職員個人の尊厳を傷つけ能力発揮を妨げるにとどまらず、広く周囲へ悪影響を及ぼし、職場全体の生産性や士気の低下にもつながることから、確実になくしていかなければならない。

任命権者においては、懲戒処分の基準及びハラスメントの防止等に関する要綱の改正、職員に対する研修、意識啓発等の取組対策強化を図っているが、本委員会が令和6年度に受理した職員からの苦情相談においては、「ハラスメント及びそれに類する行為」に関する相談が最も多くなっている。

相談内容を見ると、上司や同僚からの思いやりに欠ける心ない発言や態度に起因するケースが多く、ハラスメントであるかどうか以前に、職員同士が互いの話を傾聴し、個々の立場を尊重するなど、職場における信頼関係の構築が何よりも重要である。

このため、管理職員をはじめとする職員一人ひとりが、自らの言動に注意を払い、ハラスメントを許さない勤務環境づくりに取り組まなければならない。万一職場でハラスメントが起きた場合には、ハラスメントを受けた職員へのケアや、ハラスメントを行った職員に対し指導等を行うなど、迅速かつ適切な対応を行う必要がある。

また、県が提供する行政サービスの利用者や県民等から職員の人格を否定する言動、暴力等の職員の尊厳を傷つける行為や威嚇、長時間に渡る要求など、職員がカスタマー・ハラスメントを受けることも考えられる。

加えて、「労働施策総合推進法」が改正され、今後、カスタマー・ハラスメントや求職者等へのセクシュアルハラスメントの防止が雇用管理上の措置義務とされることになっている。

このような状況を踏まえ、任命権者においては、引き続き、カスタマー・ハラスメントの状況把握に努め、職員の安全確保や精神面への十分な配慮を行うことが求められる。

また、ハラスメントやそれに類する行為がなくなるよう、職員が悩みや不満を相談しやすい環境を整備するとともに、管理職員等が相談に適切に対応するための研修を充実させるなど、組織として強い意志を持って有効な取組を行っていく必要がある。

6 会計年度任用職員制度の適正な運用

会計年度任用職員については、当該職員の意欲の向上を図り、その能力を十分に発揮できるよう、適正な制度の運用を図るとともに、人事評価制度を活用した効果的な人材育成を図る必要がある。

なお、本県においては、本年4月から傷病休暇が有給休暇とされ、また、短期介護休暇等の取得要件が拡充されるなどの見直しが行われたところであるが、引き続き、国や他の自治体等の動向に留意し、適切な任用・勤務条件を確保する必要がある。

7 信頼の確保

県民本位の県政を推進し、的確に行政課題に取り組んでいくためには、職員一人ひとりが改めて全体の奉仕者としての強い

自覚を持ち、公務の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、全ての職員が高い倫理意識の下、服務規律の保持に努めることが重要である。

本委員会では、公務員倫理の向上と職員の意識改革の徹底について繰り返し言及しているが、今なお、県民の信頼を著しく損なう不祥事が後を絶たない状況が続いていることは、極めて遺憾である。

任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、平素から指導を徹底するとともに、再発防止のための研修や啓発を通じて、職員の法令遵守及び服務規律の保持に万全を期し、県民の信頼の確保に努めていく必要がある。

Ⅲ 勧告実施の要請

本委員会が人事行政の専門・中立機関として、人事行政に関する事項及び給与、勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究した内容は、以上のとおりである。

その結果、本年は、月例給及び特別給の引上げについて勧告を行うこととした。

職員の給与をはじめとする勤務条件については、県民の理解と納得を得られるよう、社会一般の情勢に適応させることが必要であり、県内民間給与の状況や人事院勧告、国や他の地方公共団体の状況等を総合的に踏まえた勧告内容としたところである。

近年、行政需要が増大・複雑化する中で、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、職員は高い士気と責任感を持ちながら日々職務に精励している。今後とも、こうした職員の努力や実績に報いるよう努めるとともに、職員が意欲を持って働くことのできる職場づくりに取り組むことが重要である。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度が果たしている役割を理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年宮崎県条例第47号）を改正することを勧告します。

1 令和7年4月の公民較差に基づく給与改定等の内容

(1) 給料表

各給料表を別記1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を417,600円とすること。

(イ) 行政職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を52,100円とすること。

イ 特地勤務手当に準ずる手当

新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、

特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

ウ 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は22,500円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,050円、33,750円、11,550円）とすること。

エ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和7年12月期の支給割合

a b及びc以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.725月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.525月分）とすること。

b 特定管理職員

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とすること。

c 任期付職員条例第2条第1項に規定する職員（特定任期付職員）

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

(イ) 令和8年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

c 任期付職員条例第2条第1項に規定する職員（特定任期付職員）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

2 教員給与の見直しに伴う改定の内容

(1) 給料表

給与条例教育職給料表及び市町村立学校給与条例教育職給料表を別記2のとおり改定すること。

(2) 教職調整額

給与条例教育職給料表及び市町村立学校給与条例教育職給料表の適用を受ける教育職員(校長、副校長及び教頭を除く。)に支給される教職調整額を、当該職員の給料月額¹⁰⁰分の10に相当する額とすること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のエの(ア)については令和7年12月1日から、2については令和8年1月1日から、1の(2)のエの(イ)については令和8年4月1日から実施すること。

(2) 経過措置

ア 特地勤務手当に準ずる手当の支給に関する経過措置

人事院勧告に準じて、1の(2)のイの特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し所要の措置を講ずること。

イ 教職調整額の支給額の特例措置

2の(2)の教職調整額の支給額に関し所要の措置を講ずること。

別記1

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
定年前	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
再任用	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
短時間	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
勤務職	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
員以外	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
の職員	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
	86	266,200	305,800	355,700	397,000					
	87	266,500	306,100	356,100	397,400					
	88	266,800	306,400	356,500	397,800					
	89	267,100	306,700	356,700	398,100					
	90	267,400	307,000	357,100	398,600					
	91	267,700	307,300	357,500	399,000					
	92	268,000	307,600	357,900	399,400					
	93	268,300	307,800	358,100	399,700					
	94		308,000	358,400						
	95		308,300	358,800						
	96		308,700	359,100						
	97		308,900	359,400						
	98		309,200	359,800						
	99		309,500	360,200						
	100		309,900	360,600						
定年前	101		310,100	361,100						
	102		310,400	361,500						
再任用	103		310,700	361,900						
	104		311,000	362,300						
短時間	105		311,200	362,800						
勤務職	106		311,500	363,200						
	107		311,800	363,500						
員以外	108		312,100	363,800						
の職員	109		312,300	364,200						
	110		312,600							
	111		313,000							
	112		313,300							
	113		313,500							
	114		313,700							
	115		314,000							
	116		314,400							
	117		314,600							
	118		314,800							
	119		315,100							
	120		315,400							
	121		315,700							
	122		315,900							
	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		基準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第2項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
定年前	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
再任用	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
短時間	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
勤務職	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
員以外	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
の職員	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	
	43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800	
	44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000	
	45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400	
	46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500		
	47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800		
	48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000		
	49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300		
	50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600		
	51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900		
	52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200		
	53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400		
	54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700		
	55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900		
	56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200		
定年前	57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400		
再任用	58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700		
短時間	59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000		
勤務職	60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200		
員以外	61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400		
の職員	62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700		
	63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000		
	64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300		
	65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500		
	66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800		
	67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100		
	68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400		
	69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600		
	70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900		
	71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200		
	72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500		
	73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700		
	74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800			
	75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100			
	76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300			
	77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500			
	78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800			
	79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100			
	80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300			

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500			
	82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800			
	83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100			
	84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300			
	85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500			
	86	312,500	331,200	355,900	398,800	433,100				
	87	313,200	332,200	357,400	399,400	433,500				
	88	313,900	333,200	358,800	400,000	433,900				
	89	314,600	334,100	360,100	400,300	434,200				
	90	315,300	335,400	361,300	400,800	434,600				
	91	316,000	336,600	362,500	401,300	435,000				
	92	316,700	337,800	363,800	401,800	435,400				
	93	317,200	339,000	365,100	402,200	435,700				
	94	318,100	340,300	366,600	402,600					
	95	319,000	341,500	368,100	403,100					
	96	319,800	342,700	369,500	403,600					
定年前	97	320,500	343,900	370,800	404,000					
再任用	98	321,400	345,200	372,000	404,500					
短時間	99	322,300	346,400	373,100	405,000					
勤務職	100	323,200	347,600	374,300	405,400					
員以外	101	324,100	349,000	375,400	405,700					
の職員	102	325,100	349,900	376,500	406,100					
	103	326,100	350,900	377,600	406,500					
	104	327,000	352,000	378,700	406,800					
	105	327,800	353,100	379,900	407,100					
	106	328,400	354,200	380,400	407,600					
	107	329,000	355,200	381,000	408,100					
	108	329,600	356,200	381,600	408,600					
	109	330,100	357,400	382,200	408,900					
	110	330,600	358,400	382,700	409,400					
	111	331,000	359,400	383,100	409,900					
	112	331,500	360,300	383,600	410,400					
	113	332,300	361,200	384,000	410,700					
	114	332,900	362,100	384,400	411,200					
	115	333,600	363,000	384,900	411,700					
	116	334,200	364,000	385,400	412,200					
	117	334,800	365,000	385,800	412,600					
	118	335,500	365,400	386,300	413,100					
	119	336,200	366,000	386,900	413,500					
	120	336,900	366,600	387,400	414,000					

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	121	337,500	366,900	387,600	414,400					
	122	337,800	367,300	388,100	414,900					
	123	338,300	367,700	388,600	415,300					
	124	338,800	368,100	389,000	415,800					
	125	339,100	368,500	389,500	416,200					
	126		368,900	390,000	416,700					
	127		369,300	390,500	417,100					
	128		369,700	391,000	417,600					
定年前	129		370,100	391,300	418,000					
	130		370,500	391,800						
再任用	131		370,900	392,300						
	132		371,300	392,800						
短時間	133		371,500	393,100						
勤務職	134		372,000	393,600						
	135		372,300	394,000						
員以外	136		372,600	394,400						
の職員	137		372,900	394,700						
	138		373,300	395,100						
	139		373,800	395,600						
	140		374,300	396,100						
	141		374,600	396,400						
	142		375,100							
	143		375,600							
	144		376,100							
	145		376,400							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900

備考 この表は、警察官に適用する。

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
定年前	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
再任用	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
短時間	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	
勤務職	24	258,900	296,900	370,000	422,300	
	25	260,100	298,900	371,400	423,900	
員以外	26	261,300	300,800	373,000	425,300	
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	
の職員	28	263,700	304,500	376,000	428,000	
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	
	41	278,500	326,600	395,500	447,700	
	42	279,500	328,500	397,000	449,200	
	43	280,500	330,300	398,400	450,400	
	44	281,400	332,000	399,800	451,600	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	282,000	333,600	401,300	452,800	
	46	282,800	335,500	402,900	454,100	
	47	283,600	337,200	404,500	455,300	
	48	284,400	338,900	405,900	456,500	
	49	285,100	340,600	407,100	457,600	
	50	285,900	342,300	408,500	458,800	
	51	286,600	344,000	409,900	460,000	
	52	287,400	345,700	411,200	461,200	
	53	288,200	347,400	412,400	462,400	
	54	289,000	348,700	413,600	463,600	
	55	289,700	350,000	414,900	464,800	
	56	290,500	351,300	416,200	466,000	
	57	291,200	352,800	417,500	467,100	
	58	291,800	354,400	418,800	467,700	
	59	292,600	355,900	420,200	468,200	
	60	293,400	357,500	421,400	468,700	
定年前	61	294,100	358,900	422,600	469,200	
	62	294,700	360,500	424,000		
	63	295,500	362,100	425,400		
再任用	64	296,100	363,500	426,700		
	65	297,100	365,000	427,900		
短時間	66	297,900	366,600	429,100		
	67	298,600	368,200	430,400		
勤務職	68	299,300	369,700	431,800		
	69	299,900	371,200	433,100		
員以外	70	300,600	372,800	434,300		
	71	301,300	374,300	435,300		
の職員	72	302,000	375,800	436,500		
	73	302,700	377,300	437,700		
	74	303,400	378,900	438,800		
	75	304,100	380,500	440,000		
	76	304,600	382,000	441,000		
	77	305,200	383,400	442,100		
	78	305,800	384,800	443,100		
	79	306,500	386,200	444,100		
	80	307,100	387,500	445,100		
	81	307,600	388,800	446,000		
	82	308,200	390,200	446,800		
	83	308,900	391,500	447,600		
	84	309,600	392,800	448,400		
	85	310,200	393,900	449,100		
	86	311,000	395,300	449,500		
	87	311,700	396,600	449,900		
	88	312,300	397,900	450,300		

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	313,000	399,100	450,700		
	90	313,800	400,400	451,000		
	91	314,600	401,500	451,300		
	92	315,400	402,700	451,500		
	93	315,900	403,900	451,800		
	94	316,700	405,000	452,100		
	95	317,500	406,200	452,400		
	96	318,300	407,400	452,600		
	97	318,900	408,800	452,800		
	98	319,600	409,800	453,100		
	99	320,400	410,800	453,400		
	100	321,100	411,800	453,600		
	101	321,900	412,700	453,800		
	102	322,700	413,700	454,100		
	103	323,600	414,800	454,400		
	104	324,400	415,900	454,600		
定年前	105	325,000	416,600	454,800		
	106	325,800	417,500			
再任用	107	326,600	418,400			
	108	327,400	419,300			
短時間	109	328,100	420,100			
	110	328,500	420,900			
	111	328,800	421,700			
勤務職	112	329,300	422,500			
	113	329,800	423,100			
員以外	114	330,200	423,800			
	115	330,600	424,500			
の職員	116	331,000	425,200			
	117	331,500	425,800			
	118	332,000	426,300			
	119	332,400	426,600			
	120	332,900	426,900			
	121	333,400	427,200			
	122	333,800	427,500			
	123	334,200	427,800			
	124	334,700	428,000			
	125	335,200	428,200			
	126	335,500	428,500			
	127	335,800	428,800			
	128	336,100	429,000			
	129	336,300	429,200			
	130	336,600	429,500			
	131	336,900	429,800			
	132	337,100	430,000			

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	133	337,300	430,200			
	134	337,500	430,500			
	135	337,700	430,800			
	136	338,000	431,000			
	137	338,300	431,200			
	138	338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500				
	147	340,800				
	148	341,100				
定年前	149	341,300				
再任用	150	341,500				
	151	341,800				
短時間	152	342,100				
	153	342,300				
勤務職	154	342,500				
	155	342,800				
員以外	156	343,100				
	157	343,300				
の職員	158	343,500				
	159	343,800				
	160	344,100				
	161	344,300				
	162	344,500				
	163	344,800				
	164	345,100				
	165	345,300				
	166	345,500				
	167	345,800				
	168	346,100				
	169	346,300				
	170	346,500				
	171	346,800				
	172	347,100				
	173	347,300				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

- 備考 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
定年前	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
再任用	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
短時間	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
勤務職	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
員以外	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
の職員	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,000	440,800	
	39	259,600	320,600	384,800	442,200	
	40	261,200	321,400	385,600	443,600	

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	41	262,600	322,100	386,400	444,700	
	42	263,900	322,600	387,600	446,000	
	43	265,300	323,100	388,800	447,400	
	44	266,700	323,500	390,000	448,700	
	45	268,200	323,900	390,700	449,500	
	46	269,500	324,400	391,700	450,300	
	47	270,700	324,900	392,500	451,200	
	48	271,900	325,300	393,200	452,100	
	49	273,100	325,700	393,900	452,900	
	50	274,200	326,100	394,600	453,700	
	51	275,300	326,400	395,200	454,300	
	52	276,400	326,900	395,800	455,100	
	53	277,400	327,300	396,400	455,500	
	54	278,500	327,700	397,100	456,100	
	55	279,500	328,100	397,900	456,600	
定年前	56	280,500	328,400	398,700	457,100	
	57	281,500	328,800	399,300	457,600	
再任用	58	282,200	329,100	400,100		
	59	282,700	329,500	400,800		
短時間	60	283,300	329,800	401,500		
	61	283,900	330,200	402,100		
勤務職	62	284,500	330,700	402,800		
	63	285,100	331,300	403,400		
員以外	64	285,600	331,800	404,100		
	65	286,200	332,200	404,800		
の職員	66	286,700	332,800	405,400		
	67	287,300	333,300	406,000		
	68	287,800	333,900	406,700		
	69	288,400	334,400	407,400		
	70	289,100	334,900	407,900		
	71	289,700	335,400	408,500		
	72	290,300	336,000	409,100		
	73	290,900	336,500	409,600		
	74	291,500	337,200	410,200		
	75	292,100	337,900	410,800		
	76	292,800	338,600	411,300		
	77	293,400	339,200	411,800		
	78	294,100	339,800	412,300		
	79	294,800	340,500	412,800		
	80	295,300	341,200	413,500		

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	81	295,900	341,900	413,900		
	82	296,500	342,600	414,400		
	83	297,200	343,200	414,900		
	84	297,800	343,800	415,600		
	85	298,300	344,300	416,000		
	86	298,900	344,800	416,500		
	87	299,600	345,200	417,000		
	88	300,200	345,600	417,700		
	89	300,700	345,900	418,100		
	90	301,300	346,400	418,600		
	91	302,000	346,700	419,100		
	92	302,600	347,100	419,800		
	93	303,200	347,400	420,200		
	94	303,800	347,700	420,700		
	95	304,400	348,100	421,200		
定年前	96	305,000	348,500	421,900		
	97	305,300	349,000	422,300		
再任用	98	305,800	349,500			
	99	306,400	350,000			
短時間	100	306,900	350,500			
	101	307,300	351,000			
勤務職	102	307,700	351,500			
	103	308,000	351,900			
	104	308,400	352,400			
員以外	105	308,800	352,800			
	106	309,200	353,200			
の職員	107	309,600	353,700			
	108	309,900	354,100			
	109	310,100	354,600			
	110	310,500	355,000			
	111	310,800	355,400			
	112	311,000	355,800			
	113	311,300	356,300			
	114	311,600	356,700			
	115	311,900	357,100			
	116	312,200	357,500			
	117	312,400	358,000			
	118	312,700	358,400			
	119	312,900	358,800			
	120	313,200	359,200			
	121	313,500	359,600			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400

備考 この表は、試験場等に勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表
ア 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
定年前	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
再任用	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
短時間	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
勤務職	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
員以外	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
の職員	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	
	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
定年前	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
再任用	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
短時間	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
勤務職	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
員以外	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
の職員	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	81	円	円	円	円
	82		504,700		
	83		505,300		
	84		505,900		
	85		506,400		
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
定年前	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
再任用	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
短時間	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
勤務職	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
員以外	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
の職員	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700	
	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900	
	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800		
	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500		
定年前	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100		
	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500		
再任用	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000		
	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600		
短時間	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200		
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600		
勤務職	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100		
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600		
員以外	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100		
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700		
の職員	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200		
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800		
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400		
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900		
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400		
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800		
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200		
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500		
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000		
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400		
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800		
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200		
	78	265,000	301,000	338,100	359,700	403,700		
	79	265,300	301,200	338,500	359,900	404,100		
	80	265,500	301,500	339,000	360,200	404,500		

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	81	265,700	301,800	339,500	360,700	404,900		
	82	266,000	302,000	339,800	361,000	405,400		
	83	266,300	302,300	340,000	361,300	405,800		
	84	266,500	302,600	340,300	361,600	406,200		
	85	266,700	302,800	340,700	362,000	406,600		
	86		303,000	341,100	362,300			
	87		303,200	341,400	362,600			
	88		303,400	341,700	362,900			
定年前	89		303,800	342,000	363,300			
	90		304,000	342,200	363,600			
再任用	91		304,200	342,600	363,800			
	92		304,400	342,900	364,100			
短時間	93		304,800	343,100	364,400			
	94		305,000	343,400	364,800			
勤務職	95		305,200	343,700	365,200			
	96		305,500	343,900	365,600			
員以外	97		305,800	344,100	366,100			
	98		306,000	344,400	366,500			
の職員	99		306,200	344,700	366,900			
	100		306,500	344,900	367,300			
	101		306,800	345,100	367,800			
	102		307,000	345,300				
	103		307,200	345,700				
	104		307,500	345,900				
	105		307,800	346,100				
	106			346,400				
	107			346,800				
	108			347,200				
	109			347,400				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
定年前	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
再任用	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
短時間	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
勤務職	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
員以外	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500
の職員	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
定年前	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
再任用	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
短時間	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
勤務職	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
員以外	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
の職員	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
	86	295,800	322,600	360,600	379,900	409,000	
	87	296,300	323,600	361,400	380,500	409,500	
	88	296,800	324,600	362,200	381,000	409,900	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	89	297,200	325,500	362,800	381,300	410,300	
	90	297,700	326,500	363,400	381,800		
	91	298,200	327,500	364,000	382,100		
	92	298,700	328,500	364,600	382,400		
	93	299,200	329,300	365,000	383,000		
	94	299,600	330,000	365,400	383,500		
	95	300,100	330,700	365,900	384,000		
	96	300,700	331,300	366,300	384,500		
	97	301,300	331,800	366,800	385,100		
	98	301,800	332,100	367,200	385,600		
	99	302,300	332,600	367,700	386,100		
	100	302,800	333,200	368,100	386,500		
	101	303,200	333,600	368,400	387,100		
	102	303,700	334,100	368,900	387,600		
	103	304,100	334,700	369,200	388,100		
	104	304,500	335,200	369,500	388,600		
定年前	105	304,900	335,600	369,900	389,200		
	106	305,300	336,100	370,400	389,600		
再任用	107	305,700	336,600	370,900	390,100		
	108	306,000	337,100	371,400	390,600		
短時間	109	306,200	337,500	371,900	391,200		
	110	306,500	337,800	372,400			
	111	306,700	338,100	372,900			
勤務職	112	307,000	338,400	373,300			
員以外	113	307,300	338,700	373,700			
	114	307,500	339,100	374,100			
	115	307,800	339,400	374,600			
の職員	116	308,000	339,700	375,100			
	117	308,300	339,900	375,500			
	118	308,500	340,200	376,000			
	119	308,800	340,500	376,500			
	120	309,100	340,700	377,000			
	121	309,400	340,900	377,300			
	122	309,700	341,200				
	123	310,000	341,500				
	124	310,300	341,800				
	125	310,500	342,000				
	126	310,700	342,300				
	127	311,000	342,600				
	128	311,400	342,800				
	129	311,600	343,000				
	130	311,900	343,200				
	131	312,200	343,500				
	132	312,600	343,700				

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	133	312,800	344,000				
	134	313,100	344,400				
	135	313,400	344,800				
	136	313,700	345,200				
	137	313,900	345,500				
	138	314,200	345,900				
	139	314,500	346,300				
	140	314,800	346,700				
	141	315,000	347,000				
	142	315,300	347,400				
	143	315,700	347,700				
	144	316,000	348,100				
定年前	145	316,200	348,400				
	146	316,400	348,800				
再任用	147	316,700	349,200				
	148	317,000	349,600				
短時間	149	317,200	349,900				
	150	317,400	350,300				
	151	317,700	350,700				
勤務職	152	318,000	351,100				
	153	318,400	351,400				
員以外	154	318,600					
	155	318,800					
の職員	156	319,100					
	157	319,400					
	158	319,700					
	159	320,000					
	160	320,300					
	161	320,700					
	162	321,000					
	163	321,300					
	164	321,600					
	165	322,000					
	166	322,300					
	167	322,600					
	168	322,900					
	169	323,300					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

市町村立学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
定年前	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
再任用	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
短時間	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	468,100
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	468,600
勤務職	24	258,900	273,700	369,400	390,800	469,100
員以外	25	260,100	275,000	370,600	391,800	469,600
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	
の職員	28	263,400	280,100	374,600	395,200	
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	
	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
	44	280,700	311,700	393,900	413,600	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	281,600	313,400	395,000	414,800	
	46	282,400	315,200	396,300	416,000	
	47	283,200	316,900	397,500	417,200	
	48	284,000	318,500	398,600	418,400	
	49	284,600	320,100	399,500	419,500	
	50	285,400	321,800	400,700	420,500	
	51	286,100	323,600	401,700	421,800	
	52	286,800	325,300	402,800	423,000	
	53	287,600	326,600	403,600	424,200	
	54	288,400	328,500	404,700	425,300	
	55	289,000	330,300	405,700	426,400	
	56	289,700	332,000	406,700	427,500	
	57	290,400	333,600	407,800	428,500	
	58	291,200	335,500	408,800	429,700	
	59	292,000	337,200	409,900	430,900	
	60	292,600	338,900	411,000	432,100	
定年前	61	293,200	340,600	412,000	432,700	
	62	293,900	342,300	413,100	433,500	
	63	294,600	344,000	414,200	434,200	
再任用	64	295,100	345,700	415,200	434,700	
	65	295,800	347,400	416,100	435,000	
短時間	66	296,500	348,700	417,000	435,300	
	67	297,100	350,000	418,000	435,700	
勤務職	68	297,700	351,300	419,000	436,100	
	69	298,400	352,800	419,800	436,400	
員以外	70	299,100	354,300	420,600	436,800	
	71	299,700	355,800	421,300	437,100	
の職員	72	300,400	357,300	422,100	437,400	
	73	300,900	358,600	422,800	437,700	
	74	301,500	360,100	423,400	438,000	
	75	302,200	361,600	424,100	438,300	
	76	302,700	363,000	424,800	438,600	
	77	303,300	364,400	425,400	438,800	
	78	303,900	365,900	426,100	439,100	
	79	304,500	367,400	426,600	439,400	
	80	305,100	368,900	427,200	439,600	
	81	305,600	370,200	427,600	439,800	
	82	306,100	371,500	428,000		
	83	306,700	372,800	428,300		
	84	307,300	374,000	428,500		
	85	307,700	375,200	428,700		
	86	308,100	376,400	429,000		
	87	308,600	377,500	429,300		
	88	309,100	378,600	429,500		

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	309,500	379,600	429,700		
	90	310,000	380,700	430,000		
	91	310,400	381,800	430,300		
	92	310,900	382,900	430,500		
	93	311,200	384,000	430,700		
	94	311,700	385,100	431,000		
	95	312,200	386,100	431,300		
	96	312,600	387,200	431,500		
	97	312,900	388,200	431,700		
	98	313,300	389,200	432,000		
	99	313,700	390,100	432,300		
	100	314,100	391,000	432,500		
	101	314,500	391,800	432,700		
	102	314,800	392,800	433,000		
	103	315,100	393,600	433,300		
	104	315,400	394,500	433,500		
定年前	105	315,600	395,300	433,700		
	106	315,900	396,200			
再任用	107	316,200	397,100			
	108	316,400	398,000			
短時間	109	316,600	398,800			
	110	316,800	399,800			
勤務職	111	317,100	400,700			
	112	317,400	401,600			
員以外	113	317,600	402,200			
	114	317,800	403,100			
の職員	115	318,000	404,000			
	116	318,300	404,900			
	117	318,600	405,700			
	118	318,800	406,400			
	119	319,100	407,200			
	120	319,400	408,000			
	121	319,600	408,600			
	122	319,800	409,300			
	123	320,000	410,000			
	124	320,300	410,600			
	125	320,600	411,200			
	126		411,900			
	127		412,400			
	128		413,000			
	129		413,600			
	130		414,200			
	131		414,700			
	132		415,200			

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	133		415,500			
	134		415,800			
	135		416,000			
	136		416,300			
	137		416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
	140		417,500			
	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
150		420,200				
151		420,500				
152		420,700				
153		420,900				
154		421,200				
155		421,500				
156		421,700				
157		421,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円 238,400	円 285,800	円 314,300	円 341,600	円 425,600

- 備考 1 この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

別記2

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
定年前	17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
再任用	19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
短時間	21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	366,900	419,600	
	23	257,700	294,800	368,500	421,000	
勤務職	24	258,900	296,900	370,000	422,300	
員以外	25	260,100	298,900	371,400	423,900	
	26	261,300	300,800	373,000	425,300	
	27	262,500	302,700	374,500	426,600	
の職員	28	263,700	304,500	376,000	428,000	
	29	264,800	306,300	377,500	429,400	
	30	265,800	308,200	379,100	430,700	
	31	266,900	310,000	380,700	432,200	
	32	267,900	311,700	382,200	433,700	
	33	269,000	313,400	383,700	435,300	
	34	270,100	315,200	385,300	436,700	
	35	271,300	316,900	386,800	438,300	
	36	272,600	318,500	388,300	439,800	
	37	273,800	320,100	389,800	441,500	
	38	274,900	321,800	391,300	443,000	
	39	276,100	323,600	392,800	444,600	
	40	277,200	325,300	394,200	446,200	
	41	278,500	326,600	395,500	447,700	
	42	279,500	328,500	397,000	449,200	
	43	280,500	330,300	398,400	450,400	
	44	281,400	332,000	399,800	451,600	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	282,000	333,600	401,300	452,800	
	46	282,800	335,500	402,900	454,100	
	47	283,600	337,200	404,500	455,300	
	48	284,400	338,900	405,900	456,500	
	49	285,100	340,600	407,100	457,600	
	50	285,900	342,300	408,500	458,800	
	51	286,600	344,000	409,900	460,000	
	52	287,400	345,700	411,200	461,200	
	53	288,200	347,400	412,400	462,400	
	54	289,000	348,700	413,600	463,600	
	55	289,700	350,000	414,900	464,800	
	56	290,500	351,300	416,200	466,000	
	57	291,200	352,800	417,500	467,100	
	58	291,800	354,400	418,800	467,700	
	59	292,600	355,900	420,200	468,200	
	60	293,400	357,500	421,400	468,700	
定年前	61	294,100	358,900	422,600	469,200	
	62	294,700	360,500	424,000		
再任用	63	295,500	362,100	425,400		
	64	296,100	363,500	426,700		
短時間	65	297,100	365,000	427,900		
	66	297,900	366,600	429,100		
勤務職	67	298,600	368,200	430,400		
	68	299,300	369,700	431,800		
員以外	69	299,900	371,200	433,100		
	70	300,600	372,800	434,300		
の職員	71	301,300	374,300	435,300		
	72	302,000	375,800	436,500		
	73	302,700	377,300	437,700		
	74	303,400	378,900	438,800		
	75	304,100	380,500	440,000		
	76	304,600	382,000	441,000		
	77	305,200	383,400	442,100		
	78	305,800	384,800	443,100		
	79	306,500	386,200	444,100		
	80	307,100	387,500	445,100		
	81	307,600	388,800	446,000		
	82	308,200	390,200	446,800		
	83	308,900	391,500	447,600		
	84	309,600	392,800	448,400		
	85	310,200	393,900	449,100		
	86	311,000	395,300	449,500		
	87	311,700	396,600	449,900		
	88	312,300	397,900	450,300		

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	313,000	399,100	450,700		
	90	313,800	400,400	451,000		
	91	314,600	401,500	451,300		
	92	315,400	402,700	451,500		
	93	315,900	403,900	451,800		
	94	316,700	405,000	452,100		
	95	317,500	406,200	452,400		
	96	318,300	407,400	452,600		
	97	318,900	408,800	452,800		
	98	319,600	409,800	453,100		
	99	320,400	410,800	453,400		
	100	321,100	411,800	453,600		
	101	321,900	412,700	453,800		
	102	322,700	413,700	454,100		
	103	323,600	414,800	454,400		
	104	324,400	415,900	454,600		
定年前	105	325,000	416,600	454,800		
	106	325,800	417,500			
再任用	107	326,600	418,400			
	108	327,400	419,300			
短時間	109	328,100	420,100			
	110	328,500	420,900			
	111	328,800	421,700			
勤務職	112	329,300	422,500			
	113	329,800	423,100			
員以外	114	330,200	423,800			
	115	330,600	424,500			
の職員	116	331,000	425,200			
	117	331,500	425,800			
	118	332,000	426,300			
	119	332,400	426,600			
	120	332,900	426,900			
	121	333,400	427,200			
	122	333,800	427,500			
	123	334,200	427,800			
	124	334,700	428,000			
	125	335,200	428,200			
	126	335,500	428,500			
	127	335,800	428,800			
	128	336,100	429,000			
	129	336,300	429,200			
	130	336,600	429,500			
	131	336,900	429,800			
	132	337,100	430,000			

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	133	337,300	430,200			
	134	337,500	430,500			
	135	337,700	430,800			
	136	338,000	431,000			
	137	338,300	431,200			
	138	338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500				
	147	340,800				
	148	341,100				
定年前	149	341,300				
再任用	150	341,500				
	151	341,800				
短時間	152	342,100				
	153	342,300				
勤務職	154	342,500				
	155	342,800				
員以外	156	343,100				
	157	343,300				
の職員	158	343,500				
	159	343,800				
	160	344,100				
	161	344,300				
	162	344,500				
	163	344,800				
	164	345,100				
	165	345,300				
	166	345,500				
	167	345,800				
	168	346,100				
	169	346,300				
	170	346,500				
	171	346,800				
	172	347,100				
	173	347,300				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

- 備考 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に11,500円を、同じく4級である職員は、3,800円をそれぞれ加算する。

市町村立学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
定年前	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
再任用	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
短時間	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	468,100
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	468,600
勤務職	24	258,900	273,700	369,400	390,800	469,100
員以外	25	260,100	275,000	370,600	391,800	469,600
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	
の職員	28	263,400	280,100	374,600	395,200	
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	
	36	272,000	296,900	384,600	404,300	
	37	273,200	298,900	385,800	405,500	
	38	274,100	300,800	387,000	406,800	
	39	275,100	302,700	388,200	407,900	
	40	276,200	304,500	389,300	409,100	
	41	277,400	306,300	390,400	410,200	
	42	278,500	308,200	391,600	411,500	
	43	279,600	310,000	392,800	412,500	
	44	280,700	311,700	393,900	413,600	

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	281,600	313,400	395,000	414,800	
	46	282,400	315,200	396,300	416,000	
	47	283,200	316,900	397,500	417,200	
	48	284,000	318,500	398,600	418,400	
	49	284,600	320,100	399,500	419,500	
	50	285,400	321,800	400,700	420,500	
	51	286,100	323,600	401,700	421,800	
	52	286,800	325,300	402,800	423,000	
	53	287,600	326,600	403,600	424,200	
	54	288,400	328,500	404,700	425,300	
	55	289,000	330,300	405,700	426,400	
	56	289,700	332,000	406,700	427,500	
	57	290,400	333,600	407,800	428,500	
	58	291,200	335,500	408,800	429,700	
	59	292,000	337,200	409,900	430,900	
	60	292,600	338,900	411,000	432,100	
定年前	61	293,200	340,600	412,000	432,700	
	62	293,900	342,300	413,100	433,500	
再任用	63	294,600	344,000	414,200	434,200	
	64	295,100	345,700	415,200	434,700	
短時間	65	295,800	347,400	416,100	435,000	
	66	296,500	348,700	417,000	435,300	
	67	297,100	350,000	418,000	435,700	
勤務職	68	297,700	351,300	419,000	436,100	
員以外	69	298,400	352,800	419,800	436,400	
	70	299,100	354,300	420,600	436,800	
	71	299,700	355,800	421,300	437,100	
の職員	72	300,400	357,300	422,100	437,400	
	73	300,900	358,600	422,800	437,700	
	74	301,500	360,100	423,400	438,000	
	75	302,200	361,600	424,100	438,300	
	76	302,700	363,000	424,800	438,600	
	77	303,300	364,400	425,400	438,800	
	78	303,900	365,900	426,100	439,100	
	79	304,500	367,400	426,600	439,400	
	80	305,100	368,900	427,200	439,600	
	81	305,600	370,200	427,600	439,800	
	82	306,100	371,500	428,000		
	83	306,700	372,800	428,300		
	84	307,300	374,000	428,500		
	85	307,700	375,200	428,700		
	86	308,100	376,400	429,000		
	87	308,600	377,500	429,300		
	88	309,100	378,600	429,500		

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	309,500	379,600	429,700		
	90	310,000	380,700	430,000		
	91	310,400	381,800	430,300		
	92	310,900	382,900	430,500		
	93	311,200	384,000	430,700		
	94	311,700	385,100	431,000		
	95	312,200	386,100	431,300		
	96	312,600	387,200	431,500		
	97	312,900	388,200	431,700		
	98	313,300	389,200	432,000		
	99	313,700	390,100	432,300		
	100	314,100	391,000	432,500		
	101	314,500	391,800	432,700		
	102	314,800	392,800	433,000		
	103	315,100	393,600	433,300		
	104	315,400	394,500	433,500		
定年前	105	315,600	395,300	433,700		
	106	315,900	396,200			
再任用	107	316,200	397,100			
	108	316,400	398,000			
短時間	109	316,600	398,800			
	110	316,800	399,800			
勤務職	111	317,100	400,700			
	112	317,400	401,600			
員以外	113	317,600	402,200			
	114	317,800	403,100			
の職員	115	318,000	404,000			
	116	318,300	404,900			
	117	318,600	405,700			
	118	318,800	406,400			
	119	319,100	407,200			
	120	319,400	408,000			
	121	319,600	408,600			
	122	319,800	409,300			
	123	320,000	410,000			
	124	320,300	410,600			
	125	320,600	411,200			
	126		411,900			
	127		412,400			
	128		413,000			
	129		413,600			
	130		414,200			
	131		414,700			
	132		415,200			

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	133		415,500			
	134		415,800			
	135		416,000			
	136		416,300			
	137		416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
定年前	140		417,500			
	141		417,800			
再任用	142		418,100			
	143		418,400			
短時間	144		418,700			
	145		418,900			
勤務職	146		419,200			
	147		419,500			
員以外	148		419,700			
	149		419,900			
の職員	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

- 備考 1 この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員は、この表の額に11,500円を、同じく4級である職員は、4,000円をそれぞれ加算する。